

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町交流センター設置条例第 6 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町交流センター設置条例第 6 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町交流センター設置条例 (使用許可の取消し)</p> <p>第 6 条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交流センターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>(1) 交流センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(2) 前号のほか、所長が使用させることを不相当と認めるとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日